

36協定届の記載例 | 様式9号の3の5 (2枚目)

トラック

様式第9号の3の5 (第70条関係) (※様式第9号の3の5 2枚目の記載例)

時間外労働
休日労働に関する協定届 (特別条項)

限度時間 (月45時間または42時間) を超えて労働させる場合の、**1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めます。
①は100時間未満、②は改善基準告示の拘束時間 (1か月) を踏まえて記載してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

自動車運転者については、②の欄に記載してください。自動車運転者以外の労働者 (運行管理者や事務員等) については①の欄に記載してください。

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

限度時間を超過して時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めます。月60時間を超える時間外労働時間の割増賃金率は50%になることに留意してください。

労働者の区分	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)			1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	限度時間を超過して労働させることができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	限度時間を超過して労働させることができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	限度時間を超過して労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	限度時間を超過して労働させることができる時間数及び休日労働の時間数
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため 予算、決算業務の集中	運行管理者 3人 経理事務員 5人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	25%	720時間	720時間	25%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため 1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。 (※) トラック運転者の時間数は、原則として6時間以内です。 (1日の最大拘束時間15時間-8時間-休憩1時間=6時間)	自動車運転者 (トラック) 20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	25%	960時間	960時間	25%

限度時間を超過して労働させる場合における手続
労働者代表者に対する事前申し入れ/労働者代表者に対する事前通知

限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
(該当する番号) ①、⑥、⑩ (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならないこと (自動車の運転の業務に従事する労働者は除く)。
管理監督者は労働者代表になれません。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2024年3月15日
協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 運転手 土佐 一郎 (又は、過半数組合がある場合) ○○運送労働組合

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2024年3月15日
使用者 職名 代表取締役社長 南国 太郎 (チェックボックスに要チェック)

労働基準監督署長殿 ○○
協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

限度時間を超過した労働者に対し、健康確保措置を講ずることを定めます。
36協定届様式裏面の記載心得①~⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければなりません (労働基準法第36条第6項第2号・第3号)。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。